

『 つじもと鍼灸院の出張リハビリテーション 』 と 『 訪問リハビリテーション 』 の違いについて

平成 22年 6月現在の制度に基づいています

| | つじもと鍼灸院の出張りハビリテーション (健康保険利用の場合) | (介護予防)訪問リハビリテーション (介護保険利用の場合) |
|--------------|--|--|
| 利用の対象となる方 | ①自力での外出が困難 ②腰痛、神経痛など慢性の疼痛がある 上記①、②の条件を満たす方 | ・介護保険被保険者証をお持ちの方 |
| 利用するために必要なもの | ・医師が記入した同意書 ・加入している健康保険被保険者証 | ・医師が記入したリハビリテーション指示書 ・介護保険被保険者証 |
| 利用料金(1回あたり) | 年齢、障害の有無、自宅と鍼灸院との距離等により異なる ・(高齢)重度障害者医療費受給者証をお持ちの場合 ⇒ 1回目、2回目は600円まで(ひと月1,200円まで) ・後期高齢者医療被保険者証をお持ちの場合 ⇒ 339～579円(初回のみ146円加算) ・負担割合が3割の場合 ⇒ 1016～1736円(初回のみ436円加算) | 利用時間により異なる ・20分 ⇒ 322円 ・40分 ⇒ 644円 ・60分 ⇒ 966円 ! 退院(所)又は認定日から1ヶ月以内の場合 1回の利用につき約340円加算(40分以上を週2回利用で) ! 市町村により若干料金に差がある(上記は神戸市の場合) |
| 治療時間(1回あたり) | 30分～40分 | 20分～120分(但し、1週間で合計 120分まで) |
| サービス提供者の資格 | はり師・きゆう師に加え、理学療法士、社会福祉士の 国家資格を取得 | 理学療法士、作業療法士、言語療法士のいずれかの 国家資格取得者 |
| サービスの長所 | ◎『はり・きゆう』 + 『理学療法』の知識・技術により より効果的で幅広い治療ができる ◎介護保険被保険者証の有無に関係なく利用できる ◎施設(医療機関を除く)にも出張できる ◎(高齢)重度障害者医療費受給者証や後期高齢者 医療被保険者証をお持ちの場合は、料金が安くなる | ◎担当ケアマネジャーと相談してサービス事業者を 選ぶことができる ◎料金の負担割合は1割 |
| サービスの短所 | ●利用にあたっては『医師の同意書』が必要 ●利用できる傷病名が決められている(神経痛など) ●病院などで同意を得た傷病名の治療を受けると はり・きゆう分の保険が適応されず自費での負担となる | ●利用にあたっては『医師の指示書』が必要 ●介護保険被保険者証がないと利用できない ●保険適応(1割負担)となるのは、限度額の範囲内 ●施設サービス利用者は利用できない |

つじもと鍼灸院

院長:辻本友樹(はり師・きゆう師、理学療法士、社会福祉士)

TEL:078-591-0919

FAX:078-591-0920

E-Mail: info@t-tsujimoto.com